

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
	(1) 提出議案について.....	2
	① 議案第1号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第9号）	2
	② 議案第2号 工事請負契約の変更について.....	4
	(2) 協議事項について.....	5
	① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	5
	(3) 報告事項について.....	6
	① 報告第1号 令和7年度当初予算の新規事業等について.....	6
	② 矢板市こども計画の策定に伴うパブリックコメントの実施について.....	9
	③ 「おくやみコーナー」の開設及び「おくやみ手続きナビ」の導入について.....	11
4	その他	16
5	閉会	31

日 時	令和7年1月23日(木)	午前10時00分～午前11時16分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由 紀 夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長 森 島 武 芳
- ② 教育長 伊 藤 由 悟
- ③ 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ④ 秘書広報課長 宮 本 典 子
- ⑤ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑥ 健康福祉部長兼社会福祉課長 沼 野 晋 一
- ⑦ 子ども課長 斎 藤 敦 子
- ⑧ 健康増進課長 高 橋 理 子
- ⑨ 市民生活部長兼生活環境課長 山 口 武
- ⑩ 市民課長 山 下 征 子
- ⑪ 経済部長兼農林課長兼農業委員会事務局長 村 上 治 良
- ⑫ 商工観光課長 小 林 徹
- ⑬ 建設部長兼建設課長 柳 田 豊
- ⑭ 都市整備課長 沼 野 英 美
- ⑮ 教育部長兼教育総務課長 佐 藤 裕 司
- ⑯ 生涯学習課長 佐 藤 賢 一
- ⑰ 上下水道事務所長兼水道課長 柳 田 恭 子

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星 哲 也
- ② 副主幹 粕 谷 嘉 彦
- ③ 副主幹 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫 薫） 皆様おはようございます。そして、改めまして本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは全員協議会を開会いたします。

初めに、市長から御挨拶があります。 (10:00)

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。本年もよろしくお願ひいたします。

本日、全員協議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

第400回随時会議を開催いただきましてありがとうございます。今回、市当局から提出をいたします案件は、補正予算1件及び工事請負契約の変更についての計2件でございます。

提出議案及び各報告事項につきましては、所管の部課長から説明をいたしますので、よろしく御協議くださいますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第1号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第9号）

○議長 (1)提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

議案第1号、令和6年度矢板市一般会計補正予算（第9号）につきまして、御説明させていただきます。

今回の補正予算は、国の令和6年度補正予算（第1号）によりまして予算措

置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金におけます低所得世帯支援枠に係る補正でございます。

この低所得世帯支援枠につきましては、物価高騰等に直面する低所得世帯への支援を目的としておりまして、低所得世帯に対して1世帯当たり3万円を給付するとともに、当該世帯において18歳以下の子供がいる場合には、子供一人当たり2万円を追加して給付するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第1号、令和6年度矢板市一般会計補正予算（第9号）。以下の朗読は省略させていただきます。2・3ページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございますが、15款国庫支出金で補正を行っておりまして、歳入補正額は1億182万円、歳入総額は159億9,550万7,000円となります。歳出でございますが、3款民生費で補正をしております。歳出補正額1億182万円、歳出総額は159億9,550万7,000円となります。

続きまして、次の4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費補正でございます。この事業につきましては、現在のところ、給付金を給付するためのシステム改修の完了予定が2月下旬になると言われております。そのため、システム改修の完了後に速やかに給付対象世帯へ通知いたしまして、プッシュ型で給付してまいりますけれども、現在のシステム改修のスケジュールからでは、給付は4月になるものと見込んでおります。しかしながら、この事業は、物価高騰への支援を目的としておりますので、システム改修の完了が現在の見込みより早くなった場合には、年度内の速やかな給付に努めてまいります。

続きまして、予算に関する説明書のほうで御説明いたします。予算に関する説明書の4・5ページをお願いします。まず、2歳入でございますが、冒頭でも申し上げましたが、今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時

交付金における低所得世帯支援枠に係る経費の補正となっております。そのため、歳入は15款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のみの補正となっております。

続いて、3歳出でございます。3款1項1目社会福祉総務費の物価高支援給付金事業、こちらにつきましては、低所得世帯に対しまして、1世帯当たり3万円を給付すること。また、当該世帯において、18歳以下の子供がいる場合には、子供一人当たり2万円を追加して給付する事業となっております。給付対象でございますけれども、令和6年12月13日におきまして、本市の住民基本台帳に記録されまして、同一の世帯に属する者の全員が令和6年度分の市民税均等割が課税されていない世帯の世帯主に支給するものでございます。印刷製本費は通知用の封筒などの印刷代、通信運搬費は通知書などの郵送料、手数料は口座振込の手数料、委託料はシステム改修の委託料などがございます。扶助費といたしまして、3,100世帯分を見込んでおります。なお、子供加算は、300人を見込んでおります。

簡単ですが、説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 議案第2号 工事請負契約の変更について

○議長 ②について説明を求めます。

○教育総務課長(佐藤裕司) 議案第2号、工事請負契約の変更について御説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。議案書の朗読は省略いたしまして、内容

の御説明をいたします。

矢板中学校体育館長寿命化改修工事につきましては、令和6年矢板市議会定例会第396回定例会議におきまして、議案第4号として議決いただき、同日付で工事請負契約を締結したところです。今回の変更理由につきましては、施工中に新たに判明した既存屋根の補強、堅樋（雨樋）の入替え、屋外給水管の布設替え、音響設備の入替え、壁下地や建具等の取替えなど、既存設備の劣化対応等、本工事の目的である体育館の長寿命化に必要な項目を追加工事としたことにより、請負代金額の変更を要することに伴い、契約内容に変更が生じたことによるものです。

変更額は1,980万円11.5%の増となり、契約金額は1億9,250万円となります。また、工事期間を令和7年2月10日から2月25日に延伸いたしました。なお、請負事業者と変更の仮契約を令和6年12月18日に締結いたしました。

説明は、以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（石井侑男） 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議申し上げます。

第400回随時会議の議会運営については、去る1月21日午前11時から、第

2 委員会室において、議会運営委員会を開催し協議いたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について、慎重に協議した結果、この随時会議の会議期間は、本日 1 日と決定いたしました。

議案の取扱いにつきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、即決でお願いいたします。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 それでは、議運長報告のとおり御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 報告第 1 号 令和 7 年度当初予算の新規事業等について

○議長 次に、(3)報告事項について、①について説明を求めます。

○総務課長 それでは令和 7 年度当初予算の新規事業等について御報告いたします。

令和 7 年度の当初予算につきましては、昨年 10 月の全員協議会で御報告いたしました編成方針に基づきまして、現在編成作業中でございます。年明け 1 月 7 日から市長査定を行っておりまして、ほぼ内容が固まっておりますので、本日は新規に取り組む事業を速報で御報告するものでございます。

令和 6 年 4 月に本市が消滅可能性自治体に指定されまして、現在、厳しい状況でございますが、その対策につきましては、長期的な視点を持ち、継続的に取り組んでいかなければならないと考えております。そのための第一歩としての取組につきまして、資料をまとめております。

まず、1の「総合戦略策定業務」でございます。この事業につきましては、消滅可能性自治体からの脱却に向けまして、本市が抱える課題に着実に取り組むため、長期的な取組や5年間で重点的に取り組む施策を定めるものでございます。人口減少、少子高齢化がもたらす影響を最小限にとどめまして、将来にわたって活力ある地域経済社会をつくり、持続可能なまちとしてあり続けるための重点戦略型の計画を策定いたします。また、策定に当たりましては、外資系コンサルティングとの連携を通じた副業型の地域活性化起業人の活用も予定しております。

続きまして、次の2ページの3「市民との双方向コミュニケーションツール活用」でございます。次年度につきましては、DXのXの部分より重視した戦略策定や施策展開を検討しておりまして、その中の一つの事業となっております。この事業は、現在の市公式LINEの機能を拡張することで、これまで市から一方通行で発信していた情報に加えまして、市民の皆様からの情報提供なども行えるようにするものでございます。

それでは、続きまして次の3ページの6の「乳幼児健診デジタル化サービス導入事業」でございます。こちらも、デジタル化にとどまらないDXのXの部分より重視した戦略策定や施策展開に該当する事業となっております。この事業は、乳幼児健診の際の健診者の登録から、問診票記入・提出、健診会場での受付確認、問診票チェック、健診項目入力、こちらをデジタル化することにより、円滑に健診を受けることが可能となり、保護者の負担軽減につなげてまいります。令和7年度は3か月児健診から導入を図ってまいります。

続きまして、次の4ページの7の「子宮頸がん検診HPV併用検診」でございます。こちらは若年女性が抱えるニーズや期待に対応するため立案した事業となっております。この事業は、これまでの細胞診検査に加えまして、HPV

ヒトパピローマウイルスの感染有無を確認する検査を導入することで、子宮頸がんの早期発見につなげていくものでございます。これまで21歳の方を対象に行っていた無料クーポン事業を初めて子宮がん検診の対象となる20歳の方と子宮頸がんの罹患リスクが高まる30歳の方を対象に拡大いたします。

それでは、続きまして次の5ページ10の「地域雇用促進対策事業」でございます。こちらは市内企業が抱える人手不足の問題について、市内の潜在的な労働者の掘り起こしや近隣地在住者の採用、UIJターン採用の強化など、市内企業への就業促進・人材確保を支援する取組が急務となっております。この事業は、労働者側の就業意欲と企業側の雇用意欲のアンマッチという双方の課題を解消するための取組を行っていくものでございます。

続きまして、次の6ページ11の「新産業団地整備基本計画等策定事業」でございます。新産業団地の整備につきましては、今年度よりゼロベースで調査を実施しております。令和7年度につきましては、より詳細な整備可能性を探ることで、整備条件や概算工事費等を算出するための業務を実施してまいります。

続きまして、次の7ページ14の「イベント支援事業」でございます。この事業は、イベントの実施・継続を図っていくために、イベントを実施していただく団体等に対して支援するものでございます。記載のやいた花火大会や生涯学習フェスティバル、片岡地区活性化推進事業につきましては、栃木県のおがまちつながり構築事業交付金なども財源としまして、令和6年度に比べ増額しております。

以上、現在予算編成作業中ではございますが、現時点におけます新規事業を速報で御報告させていただきました。なお、令和7年度当初予算の概要につきましては、来月2月の全員協議会のほうで予算規模などを含めまして、改めて

御報告いたしますのでよろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 矢板市こども計画の策定に伴うパブリックコメントの実施について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○子ども課長(斎藤敦子) 矢板市こども計画の策定に伴うパブリックコメントを実施することについて御報告いたします。

現在の第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画、通称やいた子ども未来プランが今年度で終了することから、次期計画については、現在の計画を包含した矢板市こども計画を新たに策定するため、添付資料の計画案によりパブリックコメントを実施いたします。実施期間につきましては、本日1月23日から2月25日まででございます。閲覧場所は子ども課のほか、各公民館、市のホームページに掲載いたします。

それでは計画案につきまして、主なポイントを概要版で説明させていただきます。本計画の概要につきましては、概要版1ページ、「1. 計画策定の背景」に記載がありますように令和6年度で期間が終了する「第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画」に次世代育成支援対策行動計画、子ども・子育て支援事業計画、こども・若者計画、こどもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭等自立促進計画、少子化対策を一体化して策定いたします。

次に、「2. 計画の位置付け」につきましては、「矢板市総合計画」をはじめとする各種計画と整合性を図りながら、国の「こども大綱」及び「栃木県こど

も計画」を勘案して策定いたします。また、計画の推進にあたっては、少子化対策の実行計画である「Y a i t a こどもまんなかプロジェクト」との連携を図ってまいります。

続きまして、計画の基本的な考え方につきましては、基本理念と基本的視点を設定した上で、施策の体系では「こどもまんなか社会」の実現を目指した施策の体系図としており、国や県を参考に対象ごとに「こども・若者」「子育て当事者・家庭」「地域社会」の区分により、八つの基本目標を設定し、その下に各施策がぶら下がる形で整理しております。八つの基本目標に対する施策の展開につきましては、概要版2ページから4ページ上段にかけて記載しております。なお、「現状と課題」は、統計データや本年6月から7月にかけて実施した3種類のアンケート結果及び令和6年1月に開催した市内三つの高校に通学する高校生を対象とした「こどもまんなかミーティング」のアンケート結果から見えてくる項目で整理しており、それらの項目に対応する施策を記載する構図となっております。統計やアンケートデータの詳細は、本編の5ページから63ページに、また、各施策の個別事業につきましては、本編70ページから92ページに記載しておりますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。なお、現計画の子ども・子育て支援事業計画に記載されている具体的な事業は、本計画の基本目標のいずれかに当てはまるよう整理しております。現計画は、主に子育て当事者にかかる計画でしたが、今回の計画では、子供・若者が対象となる施策を新たに追加しております。

最後に4ページでは、計画の推進体制及び進行管理のための評価・検証を行っていくことを記載しております。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 「おくやみコーナー」の開設及び「おくやみ手続きナビ」の導入について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○市民課長（山下征子） それでは、「おくやみコーナー」の開設及び「おくやみ手続きナビ」の導入につきまして御報告いたします。

これまで、市民の皆様から、行政手続きに係る市民負担に関する御意見やお声を多数いただいております。それらの貴重な御意見や声を参考に、少しでもそのような負担を減らすことはできないかと日々様々な検討を進めているところです。その一環としまして、身近な方が亡くなったときの御遺族の負担を軽減するため、市役所各課での手続きについて、ワンストップで御案内する「おくやみコーナー」を2月3日から開設いたします。場所は、市民課南側の入口横、旧証明書自動交付コーナーを改修し、プライバシーに配慮した個別相談スペースを設置いたしました。

御利用方法につきましては、1日3組の事前予約制となります。御予約は3営業日前までに電話や窓口で申し込んでいただきます。

エクセルのマクロ機能を活用した申請書作成ツールを作成し、それを活用することで亡くなられた方それぞれについての必要なお手続きをあらかじめ抽出いたします。その情報を関係各課に共有し、御遺族に提出していただく書類などを各課において確認の上作成します。当日は、市民課の職員が全ての手続きについて、御遺族に御説明し対応をいたします。個別での対応が必要な場合や、詳しい御説明を希望される場合は、担当課の職員がコーナーまで出向いて対応いたします。

このように必要なお手続きをあらかじめ抽出し、書類を事前に準備することにより、お手続きに係る時間も短縮されますし、また、各課の窓口を移動することなく専用のスペースで落ち着いてお手続きができますので、御遺族の負担もかなり軽減されるのではと考えております。

さらに、Web上で、御遺族が簡単な質問に答えるだけで、届け出後に必要な手続きを確認できる「おくやみ手続きナビ」のサービスも2月1日から併せて開始いたします。こちらは、株式会社鎌倉新書との協定により、官民協働事業として無償で提供していただくものです。スマートフォンやパソコンなどから自宅などでいつでも御利用いただけますので、お気軽に活用していただきたいと考えております。御案内につきましては、市の広報やホームページに掲載するほか、死亡届を提出された葬祭業者を通じて、御遺族にパンフレットを配布することにより周知を図ってまいります。

なお、添付しました資料は参考であり、実際にお配りするパンフレットはもう少し見やすいもので、お持ちいただくもののリストなどについても記載したものを予定しております。

報告は以上です。

- 議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。
- 掛下議員 質問いたします。内容的には、おくやみの中身を市のほうで統一しながら動くことで理解しました。民間企業である鎌倉新書との協定によるって書いていますが、民間企業の立場に立ったときに、どういう効果並びに民間企業にとって何のメリットがあるのかが分からないのですが、その辺について教えていただきたいと思っております。
- 議長 答弁を求めます。
- 市民課長 掛下議員の御質問にお答えいたします。

鎌倉新書は民間企業ですが、葬儀や相続など、いわゆる終活に関する各種サービスを展開している事業者となります。本市とは終活に係る業務の支援に関する協定を令和5年12月に締結しておりまして、「終活べんり帳」の配布や「終活セミナー」の開催などもお願いして実施してもらっています。

鎌倉新書は、他の市町におきましても同様のサービスを実施されていて、実績もあるということで、しかも無償でやっていただけるということで、今回協定を結んで実施することとなりました。

以上です。

○掛下議員 私のほうで前に市民から問い合わせがあつて調べたところでは、鎌倉新書との協定においては特に業務委託とかそういったことでなくて、お金を特に払ってなくて無償でやっているって聞いたのですけども。したがって、民間企業において無償でやることによって、民間企業そのものがなぜ成り立つのかなど。やはり協定を結ぶ以上、業務提供なりするためには、報酬をある程度支払って、本来市でやるサービスを少し代弁してもらうのかなどというのが何となく一般的なことかと思っているのですけど。なぜ、無償で鎌倉新書がやれるのかというのが疑問にあるのですね。その辺はどうでしょうか。

○市民課長 鎌倉新書のメリットにつきましては、多数こういった案件をやっているという事で、知名度アップにもつながりますし、想像にはなってしまうのですけれども、イメージアップにもつながっていると思います。

また、そこから派生するといいますか、葬儀や相続などのそういった事業も展開されているという事で、こういった協定で終活べんり帳とかそういうハンドブックの配布などを通じて鎌倉新書を知ってもらって、その次の事業につながれるというメリットがあるのではないかと思うところです。

以上です。

○掛下議員 民間企業のメリットとして、別な形での相続とかあるいはそれに関するものについて、次の展開を考えているので、提供しながらやるという話かなとはちょっと今の話だと聞きましたので、そういった内容でちょっと確認しておきます。

○議長 ほかに質問ありますか。

○伊藤議員 今のお話をお伺いしまして、まずこれワンストップ化する、情報の共有化も関係課とするということで、個人情報の流出とかそういうことは考えられないですか。先ほど、民間企業でのメリット、掛下議員からもそういったお話ありましたが、そういったことを利用されるとか、何かで営業で使われて、こういった葬儀とか、そのほか家族の内容とか、そういうことも情報としてこちらから提出しなくてはいけないことも出てくるのでしょうか、それに対する個人情報保護とか、そういうことはどのように対応していくのですか。

○議長 答弁を求めます。

○市民課長 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

今おっしゃられているのは鎌倉新書のナビのほうのお手続きについてだと思うのですが、ナビのほうにつきましては、簡単な質問ということで、個人情報を入れるものではなくて、例えば75歳以上の方が亡くなった場合とか、そういうふうを選んでいただくと、後期高齢のほうの手続きがありますよとか、そういった質問に答えるとういう手続きがありますと紹介していただくものになりますので、個人情報の流出といったものはないと思っております。

以上です。

○議長 そのほか質問ありますか。

○宮本議員 それでは質問をさせていただきます。

まず、この設置、よくやっていただきました。多くの市民というか、不幸になった御家庭の方からは、前々から一つの窓口で済めばいいなというお話が往々にして聞かれていたと思います。

ところでこれを開設するに至ったきっかけは何か特にありますか。私は良いことだと思っているのですが、それをやってみようとなったきっかけが特にあればお知らせをして、お披露目をしていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

○市民課長 宮本議員の御質問にお答えいたします。

これといったきっかけというのは、前々からそういったことはできないかと検討は続けていたところであるのと、昨年4月に相続登記の義務化などが始まりまして、そういった御相談も実際増えてきたりしていたところから、落ち着いて御案内や御説明ができるスペースがまず欲しいところから始まりました。実際に使用する自動交付機が置いてあったスペースも、自動交付機がなくなつてからあまり活用できず、目につくところでしたので、そちらも改修しなければということで、今年度やってみようという話になり、補正予算もつけていただきましたので思い切ってやることになりました。

以上です。

○宮本議員 前々から検討していたというお話で、多分、何かのきっかけはあったかなと思うのですが、県内市町の中でこのような体制を取り入れているというか、そういう関係のことをさらに職員の方で勉強なさったっていうようなことはありましたか。

○議長 答弁を求めます。

○市民課長 昨年の8月に真岡市のほうが、かなり先進というか、やってらっしゃるということで、市長をはじめとして、デジタル戦略の担当と市民課の職員

とで、実際のその場所ややり方などを勉強させてもらいに行ってきました。そちらの真岡市のシステムなどを参考にして、今回それを矢板市バージョンに落とし込んで使うということで、いろいろ御指導いただいたところです。

以上です。

○議長 そのほか、御質問等ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 4その他に入ります。

議員各位及び市当局から何かありますか。

○農林課長(村上治良) 令和6年度の「しば焼き」について御報告いたします。

資料はございませんのでお聴き取り願います。

既に今週21日の下野新聞にて報道されておりますが、先週の16日の夜、JAしおのや矢板地区営農経済センター大会議室において、矢板地区集落長会議が開催され、令和6年度しば焼きについて協議いたしました。

その概要につきましては、おおむね新聞に記載されておりますが、近年のカメムシの大量発生などに起因して、市内農家の皆様からは、しば焼きに関する様々な声がJAしおのや矢板地区営農経済センターや市農林課に多数寄せられていたところであります。

現在の市の認識やスタンスとしては、次の4点を重視しているところでございます。

まず一つ目といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、しば焼きは農業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合は、例外的

に認められていること、また、森林法においても害虫駆除の目的に該当する場合は火入れが可能になること、つまり法律で禁止できるものではないということです。

二つ目といたしまして、それがゆえに矢板市において令和3年度から一斉しば焼きを廃止した後も、取組の必要性を感じて実施する農家が多数存在し続けていること。

三つ目といたしまして、実施する個人や集落において、実施日時はバラバラであること。

四つ目といたしましては、さらに昨年においては、しば焼き廃止に伴う消防団の対応について、市からの指示により地元からの協力要請には応じないものとしていたこともありまして、結果として危険性が高まった状況であり、昨年は野火焼きの延焼によるその他火災が2件、1月には大槻地内(荒川)ですが、2月は山田地内(箒川)で延焼してしまいまして、大規模な消火活動に当たることとなってしまったこと。

これら以上の4点の事実から、市内農家や農地隣接宅地を含む市民の安全確保策の強化が急務であると考えております。

法律において禁止できない営みであるので、自己責任の名の下に放置すれば、結果として関係機関との情報の連携なく、自然発生的に分散して実施されることによって生じる危険性があると認識しております。

その農家の皆さんからの安全確保策に関しての声も反映しつつ、先日の集落長会議において各集落の集落長の指揮監督の下に関係者が一致協力して実施する体制や実施上の注意事項について、JAしおのや矢板地区営農経済センター側から説明がございました。

広域消防や消防団などの安全確保策の支援強化は、自然発生、分散実施の状

態では叶わない状況であるので、支援強化が可能な日を提示し、その際の消防団や広域消防との連携に関する情報共有に関する事務作業を矢板市が支援するという内容について、説明をこちら側からしたところでございます。

具体的には、矢板消防署への届出書、危険区域を示した実施場所の図面、参加世帯名簿の添付、しば焼き実施計画書の提出をお願いしたところです。安全確保策の支援強化実施日時は、2月16日日曜日午前9時から12時、お昼までとして、午後は消火活動に当たることとしております。なお、強風・雨天等により実施できない場合の予備日は、翌週の23日日曜日といたしました。

市といたしましては、集落長からのしば焼き実施計画書の提出に基づき、矢板市消防団の警戒、消火活動、矢板消防署及び矢板警察署とも十分連携を図り、事故や火災の延焼を起こさぬよう万全を期してまいります。

議員の皆様におかれましては、何とぞ、今回の安全確保策の強化について、その趣旨を御理解いただきまして、市民に向けても十分周知を図ってまいりますので、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○宮本議員 3年間休止されていて農家の皆さんも頭をひねっていたところでございますが、今までは米作関係の方の虫対策、それが本年は矢板の名産でありますりんご農家のほうからも、かなりのカメムシ対策というようなお話が出ておりました。そんな中で、本年のしば焼き是非ともやってもらいたいという中でこの決定、しかも、塩谷広域行政組合、矢板市、農協、そして矢板市消防団の4者の協力でしたかな。この協力体制ができたということは、本当に良かったなという気がいたします。

農家の皆さんも安心してしば焼きをするために、おそらく結束して安全対策に

は今課長が述べられたような条件のもので実施されるのかなという気もいたしますし、そうしなくては継続性がないのかなというふうに思っております。ですから、安全対策にはしっかりと取り組んで、私たちも行きたいと思いき、協力体制の4者のほうでもお願いをしたいと思いき。その中で多分、要綱に関しては矢板地区センターから間もなく農家のほうには回ると思いますが、今振り返ってみますと、去年一昨年、やっぱりこういうような議会の中でも話し合ったかと思いきのですが、農家のほうへは多分知らせるような回覧が回るかと思いき。しかし、これまでのこの対策で話があったように、市民の方の御理解をいただかないと、というようなお話が多聞に出たかなという気がいたします。ですから、市民の皆様にも御理解をいただくという点においては、これは行政でやらなくてはならないのかなという気もいたします。多分、2月号のやいた広報で、このことは16日の話だから間に合わないか、もう先を見込んで載っているかは分からないのですが、とにかく、市民の皆さんの協力があってこそ、市民の皆さん消費者ということで、生産者農家側と一致協力して矢板の食糧、本当にこれ、しば焼きというのは農家にとっては農薬代のことも含める中で、良いものを作るというものの中で必要なことなので。言いたいことは、市としては、市民の皆さんの御理解を十二分にいただき、今後も異常気象が続く可能性はあるので、続けていけるような体制をひとつお願いできればということでのお話でございました。よろしくお願いいいたします。

○議長 そのほか質問などありますか。

○伊藤議員 しば焼き、それを非常に皆さんが待ち望んでいたと。農家の方、確かに昨年のカメムシの異常発生、市内でもそういうカメムシが見受けられました。その中で、例えばしば焼きをやったときにどうしても煙はやっぱり風によって街中に入ってくるとか、そういった害というところちょっと語弊がありま

すが、それに対しての広報、当日の広報、例えば防災無線とかそういったもので告知するという事は、どうされるのでしょうか。それ絶対必要性があると思うのですが。その辺の展開を教えてください。

○議長 答弁を求めます。

○農林課長 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

宮本議員の先ほどの市民への周知にもちよっと絡みますけれども、煙等の問題について市民にお知らせする必要があるのではないかという御質問だと思います。

当然、広報を2月のときには回覧等でまずは周知し、市のホームページ等も利用いたします。当日はどうしても煙はすごいと思います。それは、実施する・しないにかかわらず、まず朝の段階で今日は実施いたしますとか、防災無線を活用させていただいて、雨天のときには来週になりますということも含めまして、実施するときも市民の皆様の御理解をいただいて、今日は何だろうというようなことがないように当たっていきたくとこちらとしても考えておりますし、当日もこちらサイドとしては、十分な対応・相談体制とかは窓口でやっていきたくと考えております。市民の不安を少しでも減らしていきたくと考えておりますので御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○市長 補足で回答させていただきます。

市民への周知というところでございますけれども、まずその前段のところのお話も少し触れさせていただければと思うのですが、今回、農家の皆さんからのたくさんのお声、そして不安を抱えておられる市民の方々からの声、これはもちろん両方把握・認識しておりまして、その中でどのようなところが重視したポイントで、先ほど村上部長のほうから報告させていただいた四つの事実というところを大事にしながら、今回このような形でありまして、ですの

で一斉しば焼きの再開という形では決してなくて、我々が農家の方及び市民の方の安全をしっかりと確保できる、そのためには我々のリソースをある意味集中的に投下しなくてはいけない日にちがありますとしたときに、この日であれば我々、安全確保の強化というところがしっかりと体制つくれます、という日をお示しして、その中で実施されるとされたいというふうに思っておられる方々は、その日をお選びいただければ、安全というところが、それでももちろん危ないことあるかもしれませんが、農家の皆様方におかれましても、今回、多々協力をいただきながら、安全実施というところにおいては、本当にこれ危険事故を起こしてはいけないので、そういったところは農家の皆さんにも協力いただきながら、体制としてはしっかりとスクラムを組んでやっていくという日にするのですけれども、もちろんこれ一斉しば焼きの再開ではないので、農家の皆様方にしば焼きをやりましょうと促すようなことではなく、あくまでこの日を安全確保の強化日であるというところの周知を我々はそこぐらいしかできないというか、行政の立場でございますので、そういったような状況でありますというのが前提でありますので、先ほど周知というところにおいては、農家の皆様方においては農協だったりとかを通じながら密に連携しながら集落長と皆様方にお力添えいただきながら、その安全確保の強化策と一緒に密にやっていくと。計画書も含めてですね。なのですが、市民というところに対しては、このタイミングで直近で協議しながら固めて行っているものなので、もっと手前からこの体制で行こうということが、今年は安全強化策について新しくやり方を新規で立ち上げたような形でありますので、スケジュール的には少しあれなのですけれども、次年度以降はそういったタイミングがもう少し手前から周知ができるような体制というのは、来年の宿題とさせていただきたいと思っていますし、今年においては、この協議は最速で進めてきたつもりでは

あるのですけれども、この状況の中だと、やれることでいくと無線であるとか、ということも含めて、このタイミングで周知できることというのは、しっかりやっていきたいというふうには思っているのですが、そんな中で議員の皆様方にもこの安全確保強化策というところにおける御理解、そして、市民の皆様方からお問い合わせをいただくことも皆様方もあると思っておりますので、一丸となっていて、今回の取組体制、こういったものの趣旨、そういったものも皆様からも御説明いただけると非常にありがたいというふうに思っているところをごさいますて、御協力をよろしく願いますという意味も含めて、今回の全協での報告というふうにさせていただいています。

以上でございます。

○議長 そのほか、御質疑等ありませんか。

○渡邊議員 私も農家なので、本当にしば焼きの問題、あとはカメムシ発生というのは農家の方以外にも一般の家庭でも大きな問題だったので、今回、しば焼きができるということは農家に限らず、皆さん喜んでいることだと思います、ありがとうございます。過去のしば焼きや他の市町村でやっているしば焼きを見たりとかしましたが、今度、しば焼きがやれる・やるという中で、今までごみを燃やすという問題があったかと思います。その話の中で、黒い煙の出るごみは駄目だけど、木の葉とか切った枝は田んぼの中で燃やせば大丈夫なんだよみたいなことを実際言われている方がいらっしゃいます。それで今は、農家も田んぼは持っているけど自分でやっていないという方がかなりいらっしゃると思うので、そういう方に関しては、直接自分たちがしば焼きはやらないという方もいらっしゃると思うのですが、ただその方が木の枝とかわらを燃やすってということも実際に今までもあったので、今回ももしかすると知らずに誤解なさっている方もいらっしゃると思うので、その辺に関しての周知徹

底をぜひやっていただき、今後の安全対策に向けてもその部分の周知徹底をお願いしたいと思います。

○議長 御意見ということで。質問ですか。

○渡邊議員 もし何かお返事いただければ。

○議長 答弁を求めます。

○農林課長 渡邊議員の御質問にお答えいたします。

一般家庭の方が木の葉とか、そういうものも燃やしてしまうといいますか、そういう方に対するの対応ということだと思いますので、これは事前の周知方法を紙ベースであったり電子媒体であったりというのを活用しまして、基本的には農業者の方が営農上やむを得ない場合の適用除外で行っている事業なので、あくまでもそういう問題が発生したとき、そのようなことが起こらないような案内の仕方というものを十分にこちはしなくてはいけないと思います。なので、何でもそのときに黒い煙が出なければ燃やせると言う方がいるようでしたらば、その点の誤解は事前にとることが必要ですので、それはこちらで十分案内をしていきたいと思います。

○議長 そのほか、御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。その他について、何かありませんか。

○都市整備課長(沼野英美) 危険な空き家の応急措置を実施することについて御報告申し上げます。

資料を御覧いただければと思います。昨年7月末の荒天により、店舗兼住宅の壁材の一部が剥がれ落ち、残り部分の落下が懸念され、今もなお、危険な状態が続いている空き家がございます。このたび、「矢板市空家等の適正管理に関する条例」及び「矢板市空家等対策計画」に基づき、必要最小限の応急措置

を実施することといたしましたので、報告させていただきます。

現況でございますが、物件の所在地は、扇町一丁目で築 60 年の店舗兼住宅でございます。所有者の住所、氏名は把握しておりますが、その住所に居住実態がなく、指導通知を発送いたしました但転送されることもなく、受取人不在で都市整備課に返送されております。また、県道矢板停車場線沿いでございますので、市だけでなく、矢板土木事務所においても様々手を尽くしましたが、通信手段がなく、指導が困難な状況でございます。

写真のとおり、建物はパネルが剥がれ、下地の木材が露出している状況でございます。周辺への安全対策として、歩道部分にカラーコーンと注意看板を設置しております。

応急措置の費用約 100 万円の施工内容につきましては、木材が露出している部分を板で覆い、さらに屋根の上から壁全体をネットでカバーし、万が一飛来しても、道路には影響のないよう施工する予定でございます。実施時期につきましては、来月 2 月を予定しております。

応急措置の根拠につきましては、参考として記載いたしましたが、空家等の適正管理に関する条例第 6 条に必要な最小限度の措置を講ずることができる旨の規定がございます。この条例を受けまして、次のページの矢板市空家等対策計画でございます。計画の 36 ページに適正管理対策といたしまして、②の 2 行目から被害を及ぼすことが明らかなき、応急措置などの対応を行うこととしております。また、その下 37 ページには、危険空き家の対応方針を示しており、応急措置について所定の手続きを必要としないことや適用の判断基準、例示措置等の具体的な内容を記載しております。

危険空き家につきましては、本来、所有者が対処するものではございますが、交通量の多い場所でございますし、児童・生徒の往来も多いことから、身体や

財産に対する被害防止を最優先に考えまして、これらの根拠に基づき、応急措置を実施いたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質問等ありますか。

○掛下議員 応急処置の確認をいたしました。で、恒久措置としてこれ網でやったとしてもいつまでもできないと思いますし、私の情報では確か国の方式でも方向でも、空き家については、例えば10年放置しているやつはもう国のものにするとかいろいろな法的制限をやっているようなので、恒久的な方法はやはりこれを壊して更地にして土地は国のほうに移管するなり、何かといろいろ方法はあると思うのですが、そういった恒久的な方法をどうするのかを明らかにした上で、暫定をやったらいいかなと思うのですが、その辺の動きはどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○都市整備課長 掛下議員の御質問にお答えいたします。

今回は応急措置が妥当で建物の除却までは必要ないと考えております。併せまして、除却しました費用、数百万円かかるかと思いますが、その徴収が確実ではないため、今回は応急措置とさせていただくことといたしました。

以上でございます。

○掛下議員 今回の場合は、所有者が分かるけど実際は返答がないという、そういう状態が恐らくずっとこのまま続くと思います。したがって、数百万円の除却まで至らないということですね。そういう方向に常に考えておかないと、先々の動き、これはなかなか回答来ないだろうという前提で壊して、平地にするという動きを常に考えた上で、この処置をするということを常にやっていただく必要があると思っていますので。今回、除去までは考えてないというこ

とですね。今回じゃなくて、次の段階としてちょっと考えて欲しいなど、その辺の動きを確認したいなと思ったのです。質問します。

○議長 答弁を求めます。

○都市整備課長 本来、所有者が対処するものでございますので、本人に連絡がつけば、本人にやっていただくこととなりますので、私どものほうは応急措置ということで、経費をかけないで人命優先事故防止策として措置に踏み切ることといたしました。除却につきましては、さらに手続きが進みまして、特定空き家などに指定して、代執行ということになるかと思いますが、費用の回収が見込めないものですから、市からの予算の支出は難しいと考えておりますので、代執行などについては今のところする予定はございませんで、危険対策だけにしたいと考えております。

○議長 そのほか質問ございますか。

○榊議員 今のお話だと回収が見込めば代執行も可能な状況ではあるっていうことでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○都市整備課長 お答えいたします。可能かと言えれば可能です。各種手続きを踏みまして、本人に連絡をして、代執行しますということで、通知がついた場合は代執行ができるのですが、それで本人がやってくれないということになったら代執行になるのですが、市としてはそこまでは考えておりませんので、危険な空き家があった場合は、本人に措置していただくという、あまり争いのないようにしたいとは思っております。

○議長 よろしいですか。そのほか御質疑等ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

その他についてほかに何かありますか。

○関議員 楽しい質問をさせていただきます。

下野新聞で先週、今日の市長ということで毎朝私新聞を拝見しているのですが、海外トップセールスの台湾というようなことで、何泊かで行ってトップセールスをしたと思いますけども、その辺について市長に詳しいことをお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

○市長 関議員の御質問にお答えします。

先週、私1月15日水曜日から土曜日まで台湾のほうに出張させていただきました。まして、トップセールスということで、主に矢板市の観光、農産物産品も含めて輸出、こちらの我々の商品の輸出、そして観光を含めたインバウンドというところを目的にして、市内経済の国際化というところを目的とした台湾に対してのセールスでございました。

具体的に日程というところで行きますと、四日間の行程だったのですが、初日はほぼ移動日という形で、現地で仲介していただく方及びハブにする日本料理屋で打合せをしました。二日目が旅行代理店に観光のプロモーションをしていく日だったのですが、二日目は台湾の旅行代理店5社を午前中から回って行きながら一社一社商談をし、その日の夜は商談していった相手方を御招待して、我々、酒蔵が二つありますので、そういったような日本酒もツアーに組み込んでいただきたいということで試飲をしていただくなど、一席を設けながら懇親という場をその日中の商談に合わせて行いました。三日目は現地の商社に対して、我々の日本酒、矢板たかはら米、味噌、りんごジュース、りんごの加工品、壮関の茎わかめ、そういったものを消費者の方々に試食していただいたりとかしたときに、t o Cで販売するのか、それともt o Bで飲食店であっ

たりとか、小売店、そういったところに卸せそうか、みたいなその辺りの可能性の探求というところを現地商社とさせていただいたという商談を三日目にさせていただきました。四日目は朝早くLCCで行ったので、朝4時にホテルを出るみたいな形で日本に帰ってきたというような行程でございました。

私も久しぶりにビジネスマンに戻ったような感じで、本当に商談という形でしっかりとアポイントを取ってやってきたというような形だったのですが、一応、成果としては想定以上に早めに結果が出たというところでありまして、旅行代理店との商談の際に、各社いろいろなニーズを把握しながら、我々の価値になり得そうなものを都度変えながらお伝えしていき、マッチングを図っていくようなことをしていったのですけれども、その中で複数社あったのですが、一番成果が早く出た旅行代理店でいくと、先週の木曜日がその商談だったのですが、一昨日21日にさっそく37名乗せた大型バスでイチゴ狩りに矢板市に入らせていただいて、一週間経たないうちに台湾の方々にツアーとして、矢板市に来ていただいて、昨日も30名ぐらいだったかと思うのですけれども来ていただいて、また30日にも御予約をいただいているというような形で、さっそく旅行代理店の中のツアーの一つに組み込みいただき始めているというような状況で、秋のリンゴ狩りみたいなところにも御興味いただいているので、そういったようなアクティビティというところ、そして、あとは宿泊についても昨日の午前中に決定した部分がございます、2月17日に28名、19日に28名、25日に33名、3月1日に25名、計114名の宿泊の予約が確定したという状況で、市内民間ホテルの方々と我々の城の湯温泉の宿泊施設、こちら空室がずっと続いている日も多いものですから、そのところを優先的にその旅行代理店とタッグを組んで来ていただくというところで、予約が昨日午前中に固まったというところなんです。そして日本酒の商談というところで行くと、台湾で

いくと結構甘い日本酒のほうが評価されるというか、皆さん好んで飲まれるところがあって、純米大吟醸にオリジナルラベルを貼った形で日本酒の4合瓶 2,000本を輸入というようなところの話も今固まりそうという状況であります。なので、農産品含めた輸出、そして観光というところ、そしてその中で、少し長くなって恐縮ですが、今後みたいなところの話を最後締めくくらせていただきますと、やはり改めて海外の商習慣の中で、諸商売の商談というような形であったのですけれども、我々が売りたいと思うもの、そして売れるだろうと思うものと、相手方が買いたいと思うものには大きな差がやっぱりあるなというところもあるので、そこをしっかりとマッチングしながら、双方のニーズをすり合わせながら、しっかりとやりとりをしていきながら、台湾だけではない可能性ももちろんありますし、我々の魅力というのをより多くの方々に認識してもらいながら、我々市内経済の国際化というところを図っていけるような手だてというのを改めてしっかりと考えていきたいというふうに思っているのです、その一つ大きなきっかけになって、成果も少し出始めているところもありますので、これを継続的にしていけるように今後も調整していければというふうに思っておりますので、御理解いただけると幸いです。

以上でございます。

○関議員 今、市長の説明の中で城の湯温泉センター、これが今スポーツツーリズムで合宿誘致、こういったものも行っていると思いますので、うまく発信をして、期待しておりますので、ぜひ頑張ってください。

私は以上です。

○市長 合宿との兼ね合いのところのお話だけ少し補足させていただくと、先方の旅行代理店と交渉する際に、我々の施設というところがやはり長期休暇中というか、その期間中の合宿というところは優先させてもらいたいとい

ったときに、そこっていうのを時期的にそういう特定の時期に一斉に予約が入る特性がある我々施設であることを十分に御説明した上で、その部分と
いうところ以外の我々が空きがちになる、結構ここの在庫が多いのですけれども、空きがちになるような部分における調整・交渉というところの範囲の中
での価格設定であったり、予約の調整方法の独自化みたいなところを優先的に交渉していくというようなことを御理解いただいた上で、先方の旅行代理
店とも調整が進みそうな整え方はしてきているので、合宿はもちろん最大限合宿を広げていくというところは進めつつ、余剰在庫になってしまう空き枠
になってしまうところが結構多数出るので、その部分という組み合わせ方によって、我々のスポーツツーリズムみたいな話とインバウンドというところ
の両立を図っていければというふうに思っているので今の御質問の観点に
対しての補足でございました。

以上でございます。

○議長 そのほか質問はございますか。

○宮本議員 関議員が大分天井のような質問をしていただきました。ちょっと足元なのですが、間もなく体育館の解体が終わるのではないかとというようなところで綺麗になってきました。それで、先走った質問になってしまうかもしれないですが、そのあと、これはどのように、一時かずっとか分からないのですが、どのように整備されて、どのように使用されていくのかっていうのは、もうそろそろお話になってきてもいいのかなという気がするのですが、それで質問をしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

○総務課長 解体後の利用ということでの御質問でございます。

まずは、現在、新庁舎の整備検討も進んでいるところでございまして、この

敷地をどのように活用するかというようなところを検討中でございます。

まず、当面は砂利の駐車場で開放したいというふうには考えてございますが、3月ぐらいまで工事がかかります。一旦落ち着いた後に駐車場として使えるような砂利の舗装をしまして開放していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長 そのほか、ございますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(11 : 16)

令和 年 月 日

議長